

令和6年 第9回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和6年6月25日（火） 開始時刻 午前10時00分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長，大森委員，檜山委員，小野委員，亀山委員
- 4 説明員 梓澤教育次長，小栗学校教育担当次長，渡辺教育企画課長，
鈴木総務担当主幹，加藤学校管理課長，川島学校教育課長，
関児童虐待対策担当主幹，山口学校健康課長，塚田生涯学習課長，
飯田教育センター所長
- 5 書記 濱野教育企画課長補佐，上野総務担当副主幹，谷田部係長，
福田総括，増山主事
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
 - 議案第22号 宇都宮市通学区域審議会規則の一部改正について
 - 議案第23号 宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について
 - 議案第24号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱について
 - 議案第25号 宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の解職及び委嘱について
 - (2) 報告事項
 - 報告第30号 臨時代理の報告について
 - 報告第31号 令和6年6月議会一般質問の概要について
 - 報告第32号 教育行政相談の内容と対応について
 - 報告第33号 令和5年度就学援助の支給状況等について
 - 報告第34号 令和5年度児童虐待通告受付等の状況について
 - 報告第35号 宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置について
 - (3) その他
 - ① 第30回うつのみや百人一首市民大会，蓮生記念第11回全国競技かるた宇都宮大会の開催及び市民大会第30回記念事業『ちはやふる展』の開催について

8 議事の内容

教育長	ただいまから、第9回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、大森委員、檜山委員にお願いします。 次に、第8回の会議録についてご意見などあるか。 (意見などなし)
教育長	このとおり承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	会議録を承認する。 それでは、第8回会議録は、大森委員、亀山委員にお願いします。 (会議録に署名)
教育長	議案第23号、議案第24号、議案第25号、及び報告第32号は「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成)
教育長	全員賛成なので、これについては非公開とする。 それでは、初めに、前回の委員会で小野委員からご質問のあった「東京都の特別支援学級の現状」について、教育センター所長から説明をお願いします。
教育センター所長	先月の委員会の、小野委員からのご質問の、「東京都では特別支援学級に入級する児童生徒の割合が宇都宮市よりも低いことや、そのことでどのようなメリットやデメリットがあるのか」ということについて、説明をさせていただく。 令和5年度の本市の特別支援学級への入級率は全体で2.7%であることに對して、東京都では1.7%であった。そのため、東京都のほうが、本市よりも特別支援学級への入級率が明らかに低い。その理由について、東京都における特別支援学級は、知的障害特別支援学級がほとんどであり、自閉症・情緒障害特別支援学級に入級する人数が少ないためであると考えられる。東京都では、そもそも半数程度の区や市や町では現在、自閉症・情緒障害特別支援学級自体が設置されていない。東京都では、以前からこのような形をとっており、知的障がいのない自閉症の児童生徒は皆、通常の学級に在籍し、週に1〜3回程度の一部の時間を特別支援教室で巡回指導を専門とする教員の指導を受けている。 つまり、宇都宮市であれば、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍して指導を受けている児童生徒のほとんどが、東京都では通常の学級に在籍をして、特別支援教室における指導を受けて生活をしていることになる。そのため、東京都では特別支援学級に入る児童の入級率が低いと考えられる。東京都のメリットは、教員が様々な学校に巡回して指導を行うため、児童生徒が自分の学校で指導を受けられるというところである。東京都のデメリットは、自閉症のある児童生徒に対する支援が特別支援教室のみであるため、より日常生活における支援が必要な児童生徒の、個々の状況に合わせた支援を行うことが難しいこと

であると考えられる。

その点、宇都宮市であれば、自閉症・情緒障害特別支援学級が知的の学級と同数程度設置されているため、特別支援学級で手厚い支援を受けながら、通常の学級での交流及び共同学習を行うなど、個々の状況に応じた支援を行うことができる。また、通常の学級に在籍している児童生徒に対しては、全校に「かがやきルーム」が設置されており、専属の指導員からの指導を受けることができるとともに、さらに支援が必要な児童生徒については、通級指導教室において、より専門的な指導を受けられるなど、多様な学びの場で、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を受けられることになる。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。
(特になし)

教育長

審議事項に入る。
議案第22号「宇都宮市通学区域審議会規則の一部改正について」について、説明願う。

教育企画課長

(資料のとおり説明)

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

小野委員

審議会について、学区の大きな見直しが必要なタイミングだけ審議会を設置するといった変更をしたら、どのような影響があるのか。可能なのかもあわせて知りたい。

教育企画課長

宇都宮市通学区域審議会そのものが、教育委員会から通学区域に関しての諮問を受けて、それについて調査・審議をするという役割になっている。

そのため、委員任期を変更したことによる影響については、任期が諮問に係る事項の調査審議に要する期間となるため、審議会の任務、また目標達成においては、特段変更はないと考えている。

小野委員

現在は常設という状況だと思うが、諮問を受けて調査、審議が終わるたびに解散をして、また必要に応じて新たに設置するといったことが可能なのかわかりたい。また、その場合と今の状況との違いや、問題点はあるのかわかりたい。

教育企画課長

今回の改正については常設ではあるが、委員がいらないという状態である。諮問があるときに委員として任命をする。その委員の任期については、諮問の協議をする期間がその委員の任期となる。これによって審議会の運営に不都合が生じることはなく、このようなかたちをとる審議会は、本市の他の審議会にもあり、総合計画審議会や住居表示等審議会なども、同じような任命形態をとつ

ている。

亀山委員 改正後の、任期を調査・審議に要する期間に変更することについて、通学区域の変更は地域の方々からの反対が大きい場合には長引くと思われるが、どうか。

教育企画課長 通学区域を大きく変更するときは、地域や保護者などの方々からのご意見は全てヒアリングをしている。そのため、ひとつの諮問事項に対して審議をしていくにあたり、審議は1回だけではない。影響が大きければ大きいほど、1年～2年ほどかけて審議が必要となる。また、継続的に同じメンバーで審議していくことも可能となる。

小野委員 任期中の委員の変更などの内容は、参考資料2の新旧対照表にはないが、実際の規則には入っているのか。

教育企画課長 今回の審議会の委員については、6月30日で任期切れとなり、規則改正により任期の規定が変わるため、一旦委員は任命されないというかたちになる。諮問事項があり、委員を任命した際に、例えば自治会連合会からの代表や、青少年育成市民会議からの代表というかたちで、様々な関係団体から委員が選ばれることになるが、団体の都合で委員の交代をしたい場合などは、辞職の届けを出していただくことで、規則上に解職等の記載がなくとも委員の交代が可能と考えている。

教育長 それでは、議案第22号を決定してよろしいか。
(全員了承)

教育長 それでは、報告事項に入る。
報告第30号「臨時代理の報告について」、説明願う。

総務担当主幹 (資料のとおり説明)

教育長 説明は以上だが、質疑などはあるか。

小野委員 能登半島の住宅被害の認定調査が、一番のメインで緊急性があると理解している。この議会(第2回宇都宮市議会)でなければならなかった理由はなにか。

総務担当主幹 能登半島地震で派遣された職員についても、今回の手当の適応となる。また、3月議会に提案がなかった理由については、国から災害手当に係る通知等が出ていたが、栃木県庁に今後の対応を照会した結果、手当の新設も含めて令和5年度の対応が難しいということであったこと、さらに他の市町にも照会をしたところ、現時点で災害応急手当等がない市では手当の新設の予定がないという

	ことを受けて、3月議会までの間には、能登半島への今後の派遣状況や今後発生しうる業務内容等は想定できないこと、今後、市内で災害が発生した際にも今回の手当を措置できるようにする必要があることから、対象業務を精査したうえでその業務に従事した職員に対し、手当を支給できるよう、労使交渉や条例案の審議期間を十分に確保する必要があると判断したため、今回の提案となった。
大森委員	手当について、特殊勤務手当という割に非常に安いのが、国に準じているのか。
総務担当主幹	金額については国、及び県に準じる金額となっている。作業内容によって異なってくるが、日額1,080円、そこに著しく危険である区域で作業が行われた場合にはプラス1,080円を加算する。一日上限2,160円が、通常の給与にプラスされる。
亀山委員	派遣された人数はどれくらいか。
総務担当主幹	能登半島地震に関するものであるが、合計で39名となっている。
教育長	それでは、報告第30号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第30号を承認する。
教育長	報告第31号「令和6年6月議会一般質問の概要について」、説明願う。
総務担当主幹	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	履歴書で犯罪歴を確認するとあるが、正確な情報を書いてもらえるのかを知りたい。また、犯罪歴の照会をかけることはしているのかを知りたい。
生涯学習課長	犯罪歴の照会はしていない。本人が履歴書へ犯罪歴があれば記載する。
亀山委員	学校応援基金は非常にいい取組であると思うが、学校費で買えないものを応援基金で子どもたちのために物を買うというものであると認識している。当初の地域協議会のメンバーと現在の地域協議会のメンバーが違った場合、学校応援基金を知らないメンバーもいると考えられる。そのため、各学校の地域協議会に学校応援基金という取組があるというお知らせをしているのか。
学校管理課長	マニュアルでは、学校応援基金の収支決算を魅力ある学校づくり地域協議会

で行っているため、全く情報が届いていないということはない。しかし、新しい委員の方は学校応援基金の仕組み等を理解する機会も少ないと考えられるため、今回の一般質問を受けて、基金の存在そのものを広く市民や企業に情報が行き渡るよう、生涯学習課と連携をして取り組んでいきたい。また、魅力ある学校づくり地域協議会の広報誌でもしっかり学校応援基金を伝えていたが、個別の魅力ある学校づくり地域協議会にもしっかりと周知していきたい。

大森委員

学校応援基金は、各学校や地域協議会から申請されて基金を配布するのか、年度当初に一律の金額を割り当てているのか。また、基金の管理は教育委員会で行っているわけではなく、魅力ある学校づくり地域協議会が管理、運用をしているのか。さらに、魅力ある学校づくり地域協議会が設立したのは何年か。

学校管理課長

学校応援基金は全ての学校や魅力ある学校づくり地域協議会に設置されているわけではない。個別の魅力ある学校づくり地域協議会に合意を経て設置されており、現在94校のうち、73校設置されている。基金の受け入れについて、地域の企業や自治会、地域団体等からの申し出を魅力ある学校づくり地域協議会の基金で受け入れて、学校予算で買うことができない備品に充当するという場合や、毎年地域で行っている周年事業に充当するという場合もある。また、魅力ある学校づくり地域協議会が設立したのは平成21年であったと記憶している。

教育長

基金の管理は、宇都宮市の教育委員会でおこなっているわけではなく、学校は寄付を直接受け入れることは難しいため、魅力ある学校づくり地域協議会を立ち上げて、寄付等を受け入れている。設立当初は広報を積極的に行っていたが、最近ではPRをあまりできていなかったため、今後は周知とともに、新たな応援基金の組織の設立を促していきたい。

小野委員

グループ給食について、グループ給食を実施している学校と、全員が一定の方向を向いて食べている学校が混在しているとあるが、グループ給食が1回も実施できていない学校はどれくらいあるのか。

学校健康課長

1回もグループ給食ができていない学校はない。

教育長

それでは、報告第31号を承認してよろしいか。
(全員了承)

教育長

報告第31号を承認する。
報告第33号「令和5年度就学援助の支給状況等について」、説明願う。

学校管理課長

(資料のとおり説明)

教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
檜山委員	認定者数と支給者数に250人ほど差があるようだが、認定された方の状況が改善しているためという認識でよろしいか。
学校管理課長	要保護者と準要保護者がおり、要保護者のいわゆる生活保護世帯のお子様には、修学旅行費と医療援助費の2つしか支給されない。また、修学旅行費は小学校6年生と中学校3年生と対象者が絞られてくることが認定者と支給者に差がある理由である。
小野委員	認定者の中に小学校5年生で、なおかつ医療援助を受けなければ、支給者数が減ってしまうという認識でよろしいか。
学校管理課長	認定者数の中には該当するが、実際の給付対象者には該当しない方がいる。
教育長	それでは、報告第33号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第33号を承認する。 報告第34号「令和5年度児童虐待通告受付等の状況について」、説明願う。
児童虐待対策担当主幹	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
大森委員	件数であるため、対象者数は把握しているのか。延べ件数ではなく、あくまでも人数という認識でよろしいか。
児童虐待対策担当主幹	複数回虐待を受けている児童もいるため、延べ件数である。また、年を跨いで虐待を受けたというケースもあるため、実人数の値は出していない。
小野委員	「5 通告者別件数・割合」の令和5年「その他」が16%と割合の多くを占めているが、どのような案件が多いのかを知りたい。また、児童相談所を経由せずに、児童福祉施設に保護されてから通告を受けるということは無いと思うが、児童福祉施設と児童相談所を別でカウントしている理由を知りたい。
児童虐待対策担当主幹	「その他」は、児童福祉施設や児童委員、市関係課などからの通告である。児童福祉施設からの通告と児童相談所からの通告を別でカウントしている理由は、児童養護施設からの通告の場合は、家庭等で虐待を受けている児童がショートステイ等を利用している際に発覚し、通報に繋がっているものである。その場合は、児童福祉施設は経由していない。

大森委員	別紙の表について、「１ 年度別児童虐待通告受付件数」の合計件数は、令和４年に２８９件、令和５年に３２２件とあるが、「２ 虐待種別件数・割合」の総数を見ると、令和４年に２８３件、令和５年に３１８件とあり、数値に差がある。この差はなにか。
児童虐待対策担当主幹	それぞれの件数の差については、「２ 虐待種別件数・割合」の表の下に、総数は通告受付件数から虐待非該当を差引いたものである。
教育長	それでは、報告第３４号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第３４号を承認する。 報告第３５号「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置について」、説明願う。
学校健康課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会委員は基本的に県内の方がほとんどであると思うが、日本女子体育大学の方の関係性はあるのか。
学校健康課長	日本女子体育大学教授は、元々宇都宮市の教育委員会の指導主事であった方で、文科省に派遣をされてスポーツ庁の関係の仕事をしていた。 本市の部活動の実情やスポーツ庁の現状の専門的知識があることから、今回委員をお願いした。
教育長	元々宇都宮市の中学校の教員で、宇都宮市在住の方である。
教育長	それでは、報告第３５号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第３５号を承認する。 次に、「その他」になるが、一部、教育企画課長から補足をお願いする。 ・補足事項（教育企画課長）
教育長	【公開できる案件の終了】 これからの議案については、非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

【傍聴者の退席，非公開審議の開始】

- 議案第 2 3 号 宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について
⇒決定
- 議案第 2 4 号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱について
⇒決定
- 議案第 2 5 号 宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の解職及び委嘱について
⇒決定
- 報告第 3 2 号 教育行政相談の内容と対応について
⇒承認

【非公開審議の終了】

教育長 現時点において，皆様からご意見などあるか。
(特になし)

教育長 次に事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

- 予定について
このあと，休憩をはさんで，自由討議の事前説明，委員 de サロンを行う。
- 今後の会議等の日程について
 - ・ 7 月 2 2 日（月）午後 1 時 3 0 分 定例会
 - ・ 7 月 2 9 日（月）午前 8 時 4 5 分 臨時会

教育長

以上をもって，本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 1 1 時 1 5 分

署名委員

署名委員
